

特別活動の改善点

根深 得英*

特別活動が学校教育の中で重要さを増している。児童・生徒が主体的に学ぶ力を身につけるためには各教科、道徳、総合的な学習の時間の教育効果を増すために特別活動がその中心となると考えられる。

その理由としては特別活動の目標が「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」となっており、児童・生徒が将来を自ら切り開いて生きていくための能力を培うという学校教育の基盤、骨組みを担うものであるからである。

主な指導内容・指導項目は以下のようになっている。

〔学級活動〕

- (1) 学級や学校の生活づくり
- (2) 適応と成長及び健康安全
- (3) 学業と進路

〔生徒会活動〕

生徒会の計画や運営

- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参加

〔学校行事〕

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事

(3) 健康安全・体育的行事

(4) 旅行・集団宿泊の行事

(5) 勤労生産・奉仕的行事

以上が現行の学習指導要領のものだが、これまで学習指導要領の変遷、学校の教育課程の変化とともに、特別活動の重要度が増し、実際の実施時間数増加へとつながった。実施時間数は上限の年間35時間を実際にはるかに超える状況である。

特別活動の学習指導要領上の内容の変遷は時代背景を映したものとなっている。私が中学生のころ（昭和38年 1963年）は、学活はほぼ毎週「行進練習」であった。「行進練習」が集団行動としての指導と考えられるが特別活動として成り立つかは現在では疑問である。縦7列に整頓された集団が校庭を縦横無尽に糸乱れず行進する様は見事であったという記憶がある。このころの特別活動は昭和22年時の学習指導要領で「自由研究」としてスタートし、その後法的な拘束力のあるものとなり、名称も「特別活動」となっていた。

私が教員になったころ、昭和48年には「合唱コンクール」「合唱祭」などは全ての学校にもあるという行事ではなかった。その頃から徐々に行事として多くの学校へ広まっていったようである。その後、私が転動したどの学校でも「合唱コンクール」もしくは「合唱祭」が文化的（学芸的）行事として行われていた。おなじように他の行事も徐々に増えていった。学校は行事が多くなり過ぎ、教科指導としての授業よりも、一つの行事が終わると次の行事の準備にとりかかり「教科の授業の合間に行事がある」ではなく「行事の合間に教科の授業がある」という感じだった。

また、それらは学校の教育課程のどの領域において指導されるべきかが広範囲過ぎて判断がつか

2014年11月30日受付

* 江戸川大学 非常勤講師 教職課程、道徳、特別活動

ないものもあり、どの領域で指導すべきか分かりにくい行事等が増え課題となっていく。例えば「男女平等教育」「環境教育」「薬物乱用防止教室」「エイズ防止教室」「交通安全教室」「職場体験」「進路指導」「職場体験」「国際理解教育」「キャリア教育」「給食指導」「食育指導」・・・。

増える行事や、どの領域で指導されるべきか分からない分野も増え、特別活動もしくは行事の指導時間が教科等の授業時間数を奪い、行事なのかどの領域で指導されるべきか分からないものを実施する中で教科の最低時間数が確保されない状況、教科授業が十分実施できない状況が発生するのが常々だった。当時、教育課程上授業時間数が1050時間あるはずの時間数が結果として800時間程度しか実施されない学校もあり、教科指導時間数が少ない学校が多かった。この状況は多くの中学校でそうであったと推測する。

その後の学習指導要領改訂で教育課程上授業時間が980時間であるはずの場合でも900時間を大幅に下回るなど、教育課程未実施、未履修の状況が学校で毎年のように発生していた。現在、教育課程上授業時間数が1015時間あるはずの場合でも1015時間をクリアしている公立中学校はほとんどないと推測する。各地教委への教育課程の実施状況の報告と実態とは異なり毎日の学級での履修状況を学級日誌などで計算すれば1015時間を大幅に下回ることが多いはずである。

現行の学習指導要領では行事、これまでどの領域で指導されるべきか分からないものが「特別活動」で指導されるものとしていると判断できる。それらはその全てを「特別活動」の時間で指導しなくてはいけないという縛りはないが、ほぼ「特別活動」での指導内容となっている。「特別活動」の指導内容の精選と行事の精選、どの領域で指導されるか分からないものの精選が必要となってくる。もちろん、学校が抱える教育内容のスリム化を家庭教育、地域教育、民間教育とともに連携・調整し進めることも必要である。

また、教科・道徳・総合的な学習の時間の指導方針、指導技術テクニックについても特別活動の目標を達成するのと同じように改善が必要となっ

てくる。そして現在の児童・生徒の状況、社会状況から心理学等の分析的な考察ができるような能力が教員にも求められている。

全ての教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間が最低時間数をクリアするためには現行の学習指導要領では、その合計の実施時間が実際には最少時間数980時間をかなり上回らないとそれぞれの最低必要時間数の合計として理論上はクリアできない。

特別活動の問題点は

- 1 学校での指導内容が増加し、学習指導要領が改訂される度に指導項目が多くなり教科、道徳、総合的な学習との関連が分かりにくく調整がしづらいことである。
- 2 学校での指導内容の増加で週35時間年間980時間という指導時間で包括しづらいことである。また道徳指導、教科指導、総合的な学習の時間の指導等との関連のあり方が各学校、各教員に任される面があり学校全体として時間数の調整しづらい面がある。
- 3 特別活動の中の活動の指導技術で心理学等を必要としている内容や指導の手法が近年新たなものが開発されているのでその習得が必要である。
- 4 特別活動の幼小中高の連携が必要なことではあるが、指導内容の伝達が異校種間で実際には行われていないことや児童生徒の発達年齢・発達課題に相応した計画がないこと、更に学校選択制により地域性が薄れていることもそのことが幼小中高の連携の悪さに拍車をかけている。
- 5 各教科において話し合い活動を取り入れて、創造と想像を促す指導法を日常化することである。そのことが学級活動での児童・生徒の「協働学習」を促し個別の学習等への主体性増すことになる。

1については

社会の要請で身につけなければならない、もし

くは学校として新たに取り組まなければならないことに対して教育課程全体を整頓して学校教育が生徒に荷重負担増にならないようにそして生徒に何のために学校教育として取り組んでいるのかが分かりやすいことが重要である。

社会の要請で身につけなければならないことはこれからも新たに湧き上がってくるだろう。例えば、20年くらい前より日本に移り住む外国人が増え、外国文化・外国の習慣の理解や、逆に日本語や日本文化・伝統のしっかりと理解が必要とされてきたが、学校においても外国、外国人に対する理解を進めることが要請されてきた。いわゆる国際交流、国際理解である。その内容は一般論であり、実際に日本にいる外国人が増えてくると、観光で来日する外国人はその国によって対応や国の中での年齢や生活習慣によって対応の仕方は大きく異なる。日本に居住する外国人も同様にその国によってそして年齢や生活習慣、生活程度によって理解や対応に仕方が変わってくる。

外資系の会社のエリートとして来日する外国人と日本の生産企業の下請けの労働者として来日する場合には対応の仕方や配慮点が大きく異なってくる。前者は生活するための余裕があり、後者は生活のために金銭を得ているが足りず子どもの学業には公的な機関からの補助金をもらうことが多い。前者は学業には学校外の学習や習い事に力を入れることができるが、後者は親の働く時間が夜までとなり、子どもの家庭学習も面倒を見れない状態である。

外国の方との交流で一般論としての外国の文化の理解や人権上の配慮事項について学校で学んだとしても一人一人の育った環境が異なり考え方も違う。一人一人の外国人の状況に配慮し、日本人の子どもに接すると同様に個人への人権保障が基本となる。特別活動が全てを担うのではなく、学校の全教科、領域、道徳で多面的な教育活動で理解を進めることが重要である。更に、学校外の国際交流、国際理解関連機関との連携や指導・支援の住み分けも重要である。

同様に今後新たに学校で教育として取り組むことがあれば、まずどこで取り組むか分からないの

で特別活動へ振るのではなく、初めから全教科、全領域、道徳、特別活動でどのように取り組むのか、他の事項との関連の整理をして全校体制で進捗状況を確認しつつ取り組むことである。

現在、情報ネットワーク（ネット・エチケット）関連でスマートフォン・ラインのことが話題となっているが、特別活動・道徳、PTA活動で取り上げている場合が多い。スマートフォン・ラインについては社会で急速に使用が広まってそのことに学校や保護者が追いつけない状態である。学校内で組織的に取り組むことよりもまず取り組むところでやっている。特別活動、道徳、PTA活動、技術家庭科などすでに組まれている指導計画に入り込みながらである。

まずは、学校の企画委員会、運営委員会、調整委員会などで組織的な校内の指導計画を立てることが第一歩である。第一歩をきちんと踏み検討することが重要であり、組織的な見通しがなければその歩みも乱れがちとなる。

2 については

年間35時間の特別活動の中で「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」という目標を達成できることが肝要である。そして生徒の学校での生活時間帯や授業時間から総授業時間数1015時間を大きくはみ出さないようにそして1015時間が最低時間数となるようにして生徒の過重負担を避けることが重要である。

学校行事、どこの領域か分からないテーマについても目標に沿ったものかどうかで計画を作成することである。年間1015時間という授業時間数は各教科、領域、道徳、特別活動の合計時間である。それぞれがより教育効果を高めようするとそれぞれが時間をオーバーすれば合計の1015時間をオーバーする可能性は高まる。それぞれがオーバーすれば1015時間を遙かに超えて生徒の学

校での生活時間が多くなり過ぎ、生徒の負担が大きくなるばかりでなく、放課後の部活動の時間も制限されることになる。特別活動に限らずそれぞれがオーバーすることなく調整することにより生徒の負担も減り、放課後の部活動の時間も確保しやすくまた生徒の個別の趣味を生かす時間も確保しやすくなる。特別活動の目標が達成されるように今取り組まなければならないテーマ等については学校全体、学年全体で調整し35時間で収まるように調整する必要がある。もともと特別活動の目標は生徒が今後社会に巣立った時に発揮して欲しい、または身につけておくべき能力であるので、教育課程上の教科等、道徳でも生かしていくことにより、より教育効果があることが期待できる。教科ごと、領域ごとに独立している感のある教育課程ではあるがそれぞれの教科内、教科間で教科の目的と特別活動の目的の共通性が必要である。そのための教員間の話し合い、調整が重要となる。しかし残念ながら、あまり調整されていないという状況と判断する。職員会議は主に学校の運営や行事などが議題となることが多いが、毎回少しの時間でも教科の進行、目的の達成など調整の時間を盛ることが重要である。具体的な日々の教育活動に役立つ内容が少しでも次の日に生かされることが職員会議にも必要である。

また、新学期早々に時間割が定まらないうちに、とりあえず学級ごととか学年ごとの時間割でスタートすると「入学しての作文」「進級しての作文」「対面式の準備」等特別活動に授業時間としてカウントしてしまう場合がある。学級、学年ごとの時間割だとしても授業時間のカウントについては割り振りをしっかりと、「行事」か「特別活動」か「その他の時間」か指示することが必要である。4月早々の臨時的な時間割をできればさけ、それを作るにしても短期間ですぐに正規の時間割で授業の進行ができることが重要である。教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、行事の見通しが見えやすいはずだ。

そして具体的に他の教育活動と連携、整頓を考えると

「学級活動」

(1) 学級や学校の生活づくり

この指導項目についてはこれまで日常の学校生活で話し合いのテーマとなっており、今後も集団生活をおくる上では欠かせないものと考えられる。

(2) 適応と成長及び健康安全

この指導項目についてはたは道徳等との関連で必要なものと考えられるものが多いが、「ク 性的な発達への適応」保健体育、家庭科との関連が深く二つの教科の指導計画の進行の沿ったものとなる。「ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」は給食準備、片付け、給食時における具体的な栄養指導・食事マナー指導を中心に家庭科との連携が重要となる。

(3) 学業と進路

この指導項目は現在キャリア教育として指導されている内容と大いに関連がある。発達年齢からは「キャリア」という言葉の意味または定義がはっきりせず、「将来」「未来」という単語が理解しやすい。各学年に高校進学、職業選択への時期に職場体験や調べ学習の定着とともに指導内容の工夫が必要となる。その上で中学校3年生もしくは高校以上でキャリア教育を導入することが望ましい。

「生徒会活動」

(1) 生徒会の計画や運営

この指導項目は生徒会役員、生徒会委員会活動を中心とした活動となり、特別活動の1時間を使っている活動ではなく、1時間のうちの一部を複数回にわたり活用するものとなる。生徒会の活動、委員会活動は「その他」の時間でやるものが多く、精選して重要な事柄を特別活動の時間を利用することが望ましい。

(2) 異年齢集団による交流

異年齢集団による交流は新入生歓迎会や3年生を送る会、球技大会、親睦レクレーション大会、幼稚園生、小学生との交流などが考えられるが、

総合的な学習の時間との抱き合わせなども時間数としては考えられる。そして特別活動の時間としてのカウントもあるが主に「その他の時間」のカウントとなる。

(3) 生徒の諸活動についての連絡調整

主に特別活動の授業時間内よりも放課後等「その他の時間」での委員会などの活動の調整となる。

(4) 学校行事への協力

生徒の主体性をより活性化するには生徒会等による行事の企画・立案等が重要である。教職員が起案し学校としての案に沿って生徒会が協力することも意味があるが、生徒自らが主体的に企画することが重要である。主に「その他の時間」の活用となる。

(5) ボランティア活動などの社会参加

主に「その他の時間」の活用となる。

「学校行事」

- (1) 儀式的行事
- (2) 文化的行事
- (3) 健康安全・体育的行事
- (4) 旅行・集団宿泊的行事
- (5) 勤労生産・奉仕的行事

行事は主に「行事」の時間を活用するが、特別活動の時間は学級での話し合いの時間のみで後は「その他の時間」「行事」の時間としてカウントする。例えば修学旅行の指導時間のカウントは2泊3日の当日は行事として一日6時間×3＝18時間、その他の時間として3×3＝9時間という計算となる。事前指導での特別活動3時間、事後指導での特別活動3時間となる。もちろん学校により差やカウントの仕方は多少異なる。

3 について

教育は教師が自分の考えや主張を生徒に教え込む、押しつけるのではなく生徒の実態を十分に把握して一人一人の個性（性格や生育歴等）に応じ

て生徒自らが学ぶ姿勢が重要である。生徒理解の方法としては直感や教師個人が経験的に人格を分類して頭のファイルの中で当てはめるなどあるが、分析的に心理学的に間接的に見ることがあまりなかった。

教員は心理学用語を十分理解し選択活用することが重要である。心理学的な手法や指導法を発達年齢、生徒の実態、集団の実態の状況に合わせて自在に活用できることが課題である。

4 について

幼小中高の特別活動については、まず保育指針（厚生労働省）と幼稚園要領の内容の把握が必要である。保育指針と幼稚園要領の内容で小中高の特別活動とのつながりを整頓し系統立てることが必要である。保育指針と幼稚園要領は小学校・中学校・高校の教科・領域等のようには分別され記載されていないので、関連性を見つけながら系統性を作る必要がある。

そのうえで、異校種間での引継ぎ項目の整頓と共通理解、さらに情報の共有へと進むことを期待する。そして、2種以上の異校種についても情報を引き継ぐことが理想であり、必然である。

保育の原理

(一) 保育の目標

- ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。
- イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(二) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次

の事項に留意して保育しなければならない。

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に充分配慮すること。
- エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(三) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

- ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるよ

うに配慮すること。

- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

幼稚園要領より

第2章 ねらい及び内容

この章に示すねらいは幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容はねらいを達成するために指導する事項である。これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人のかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚園教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

健康

〔健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、

自立心を育て、人とかかわる力を養う。

1 ねらい

- (1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
- (2) 身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。
- (3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。

環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
- (3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。

言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。

表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

1 ねらい

- (1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。
- (2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
- (3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

5 について

各教科、領域、総合的な学習の活動において解答、答のみを求めるのではなく児童・生徒の思考過程を重視し、話し手の提案・話始めと聞き手の受容と思考のよりよい方向性を求めることが大切である。

話し手の提案・話始めが聞き手の思考パターンの邪魔をせず、聞き手の思考をさらに深めることと、聞き手は話し手の提案・話始めの思考パターンを理解するように努力はしても聞くことにより自分の思考パターンを更に深めひろめることが重要である。

そして意見交流（思考パターンの交流）を重ねて学級全体学校全体での決定を目標にすることと自分自身の思考のパターンもしくは話し手の提案や働きかけによりよい深められた自分の意見を持つことが大切である。

まとめ

以上、1～5の課題について改善できる教員を大学の教職課程の講義で育成し教職の場に送り出すことが重要である。大学の教職課程の講義は更に重要となり自分自身の肝に命ずるところである。